平成２０年１月１５日
堺　　市

契約制度の見直しについて

このことについて、本年４月１日から本市建設工事等に係る一般競争入札を拡大することに伴い、美原区域の工事につきましても、原則として一般競争入札を実施し、堺市制度に統合しますので、ご理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の見直しにあたっては、旧美原町内業者の保護育成及び激変緩和を図る観点から、旧美原町内業者に対して次の措置を講じます。

ただし、措置期間については、合併協議会合意事項に基づき平成２２年３月末までとします。

【美原区域以外の工事】

・予定価格２５０万円を超える工事については、旧美原町内業者も工種毎の格付けに応じて一般競争入札に参加することができることとします。

【美原区域の工事】

・予定価格２５０万円を超え１千万円未満の工事については、格付けにかかわらず、工種毎に旧美原町内業者による指名競争入札を実施します。

・予定価格１千万円以上の工事については、旧美原町内業者も工種毎の格付けに応じて一般競争入札に参加することができることとします。

これらにより、旧美原町内業者の入札参加機会は拡大されます。

契約制度の見直しについて
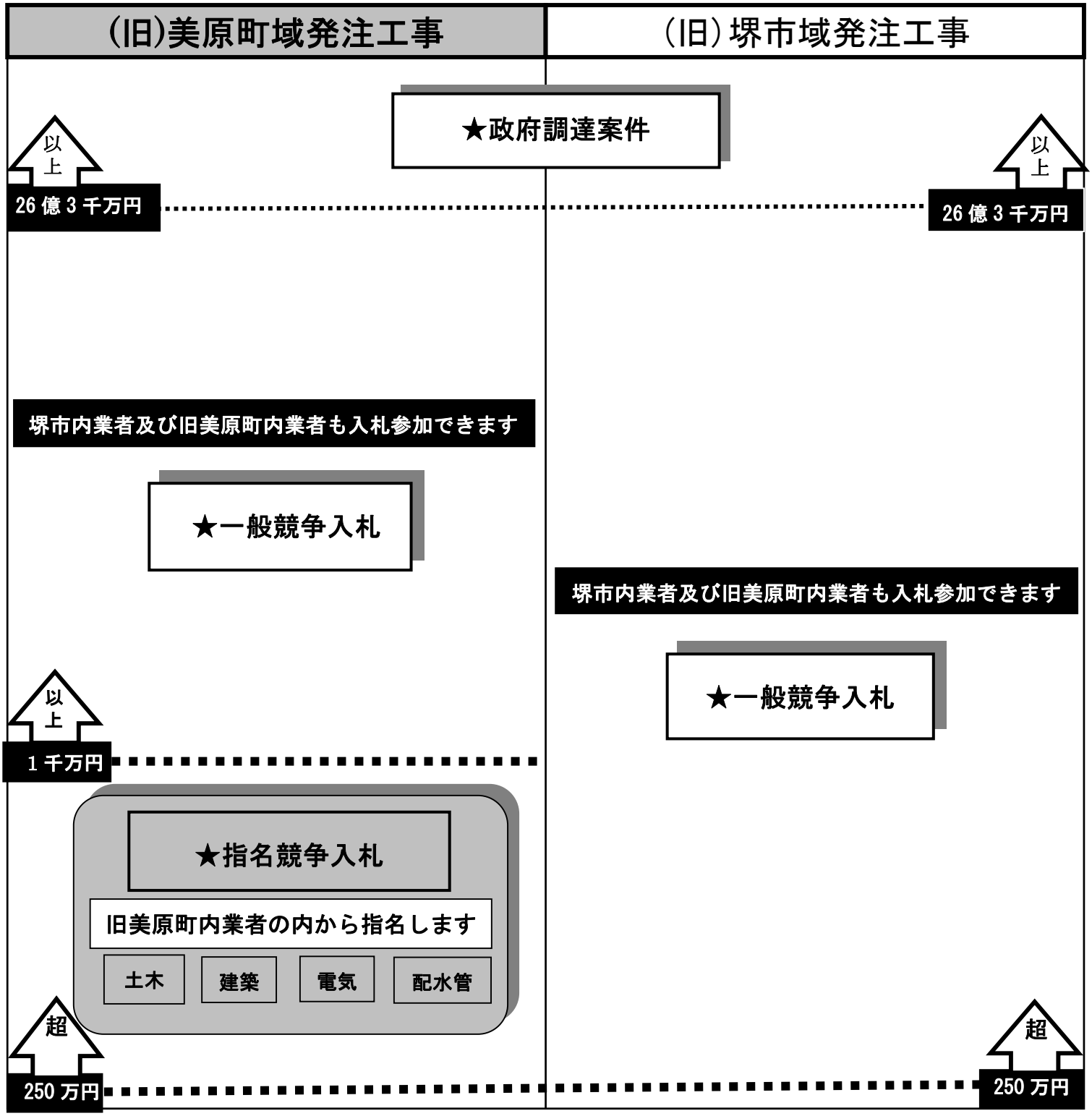
平成２０年４月１日から